

新設**③ 正社員転換制度の規定に関する加算措置**

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合

※ 1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)

新設

20万円
(大企業 **15万円**)

1人目の転換時に①+③で
合計100万円
(大企業75万円) 助成

※ 「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

拡充**④ 多様な正社員制度規定に関する加算措置**

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合

※ 1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)

現行

9.5万円
(大企業 7.125万円)

拡充

40万円
(大企業 **30万円**)

1人目の転換時に
①+④で合計120万円
(大企業90万円) 助成

※ 「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

キャリアアップ計画書について

- ・キャリアアップ助成金をご利用いただくには、事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。
- ・③、④の加算措置について、「正社員転換制度」または「多様な正社員制度」を新たに設けた日と当該雇用区分に転換した日のいずれも同一のキャリアアップ計画期間に含まれている必要があります。
- ・2023年10月以降、計画書をチェックボックス式に変更し、記載方法を簡素化しています。
- ・詳細は厚生労働省ウェブサイト等をご確認ください。

<キャリアアップ助成金>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

<キャリアアップ計画様式・申請様式のダウンロード>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118801_00012.html

